

渋川都市計画道路の変更（群馬県決定）

1. 都市計画道路中 3・5・10 号八幡前坂下線の名称を 3・5・10 号八幡前線に改め、3・5・10 号八幡前線ほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域 延長	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地		構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	
幹線街路	3・5・10	八幡前線	渋川市 渋川 字八幡前	渋川市 渋川 字元宿	渋川市 渋川	約 700m	地表式	2車線	12m	幹線街路と 立体交差 幹線街路と 平面交差 2箇所	
	3・6・19	関屋橋線	渋川市 伊香保町 伊香保 字雷ノ塚	渋川市 伊香保町 伊香保 字香湯	渋川市 伊香保町 伊香保	約 840m	地表式	2車線	8m	幹線街路と 平面交差 2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 都市計画道路中 3・6・20 号伊香保中之条線を廃止する。

理 由 書

渋川都市計画道路 3・5・10 号八幡前坂下線は、主要地方道渋川松井田線の一部を構成し、市街地を東西に横断する幹線街路である。3・6・19 号関屋橋線、3・6・20 号伊香保中之条線は、伊香保地区の市街地内を連絡する幹線街路である。

渋川市では、人口減少及び少子高齢化などの社会経済情勢の変化に対応するため、未整備区間を対象に都市計画道路の見直しを行った。この結果、都市計画道路 3・5・10 号八幡前坂下線は、現行の渋川市都市計画マスタープランにおける補助幹線道路としての位置づけがなくなり、市街地形成に係る機能について必要性が低下したため、将来交通需要予測による影響を検討した結果、道路ネットワーク上も支障がないため一部区間を廃止する。

3・6・19 号関屋橋線は、現行の渋川市都市計画マスタープランにおける補助幹線道路としての位置づけ及び必要性については変わらないが、実現性の検証において急勾配な地形の制約により、縦断線形で不整合があるため、不整合な区間を主要地方道渋川松井田線の位置に変更し、将来交通需要予測による影響を検討した結果、道路ネットワーク上も支障がないため一部区間を変更する。

3・6・20 号伊香保中之条線は、現行の渋川市都市計画マスタープランにおける補助幹線道路としての位置づけ及び必要性については変わらないが、昭和 33 年の当初決定後に一般県道伊香保村上線が整備されたことにより、その機能を代替でき、将来交通需要予測による影響を検討した結果、道路ネットワーク上も支障がないため全線廃止する。

渋川都市計画道路新旧対照表

(変更前)

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地		延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	
幹 線 街 路	3・5・10	八幡前坂 下線	渋川市 字八幡前	渋川市 字坂ノ下	渋川市 字並木	約 1,860m			12m		
	3・6・19	関屋橋線	渋川市 伊香保町 伊香保 字乙外野 82	渋川市 伊香保町 伊香保 字香湯 24		約 690m			8m		
	3・6・20	伊香保中 之条線	渋川市 伊香保町 伊香保 字赤土 35	渋川市 伊香保町 伊香保 字乙ノ原 336-1		約 845m			8m		

(変更後)

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地		延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	
幹 線 街 路	3・5・10	八幡前線	渋川市 渋川 字八幡前	渋川市 渋川 字元宿	渋川市 渋川	約 700m	地表式	2車線	12m	幹線街路と 立体交差 幹線街路と 平面交差 2箇所	
	3・6・19	関屋橋線	渋川市 伊香保町 伊香保 字雷ノ塚	渋川市 伊香保町 伊香保 字香湯	渋川市 伊香保町 伊香保	約 840m	地表式	2車線	8m	幹線街路と 平面交差 2箇所	
	3・6・20	伊香保中 之条線	【廃止】								